

みなとりサイクル清掃事務所

## 議案第94号

### 港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部改正について

令和2年3月31日公布の地方税法(昭和25年法律第226号)等の改正(令和3年1月1日施行)及び港区特別区税条例(昭和39年港区条例第55号)の一部改正を踏まえ、港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正します。

#### 1 改正理由

廃棄物処理手数料及び動物死体処理手数料の延滞金の割合については、特別区税における延滞金の規定に準じた割合としていることから、港区特別区税条例の改正を踏まえ、規定を整備します。

#### 2 改正内容

付則第5項に定める「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に名称を変更するとともに、その説明表記についても変更します。

なお、延滞金の割合の算出には影響はありません。

改正案	現行
延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。)	特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。)

#### 3 施行期日

令和3年1月1日